

特掲診療料の施設基準(手術)に係る院内掲示

期間 2024年1月から2024年12月まで

区分1に分類される手術		件数
ア	脳頭蓋内腫瘍摘出術等	5
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓膜形成手術等	0
エ	肺悪性手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分2に分類される手術		件数
ア	靱帯断裂形成手術等	5
イ	水頭症手術等	11
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	6
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術		件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両巣)	0
エ	母子化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術	件数
胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等	96

その他の区分に分類される手術		件数
ア	人工関節置換術	52
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	4
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0